

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年6月10日（令和6年（行情）諮問第680号）及び同年7月19日（同第818号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第259号及び同第263号）

事件名：特定法人に対する個別指導結果等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定法人における特定診療科に関する個別指導内容の開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年1月24日付け関厚発0124第2号及び同年3月25日付け関厚発0325第52号により関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1（抄）

ア 前提事実等

特定病院の特定診療部において、診療報酬の不正請求が行われていたことが告発されていたにもかかわらず、特定年X特定月Aの特定共同指導が入るまで、同病院は調査を行おうとしなかった。特定共同指導が入るという情報が入ってから、病院は「あたかも（不正であることを）初めて知った」という態度をとった。

特定年Xの特定共同指導では、特定額近い払戻額になり、特定年Yに再指導を受けることを条件に保険医取り消し処分は勘弁してもらったと、病院の特定職員から聞いた。

特定年Yの再指導では、病院の収益を度外視して、診療報酬請求額を減らしてかまわないから、患者を一度に降ろさないとか、患者間の移動時間は訓練に含めないようにするように指導された。その成果あって、特定年Yの再指導では特定診療科は大きな問題なく、厚生局の指導を通過したと聞いている。

にも関わらず、特定年Zに特定共同指導が入るという情報をもらった同病院は、「厚生局が調査するのは、査察日から遡って6か月しかみないから」と、その間だけの体裁を整えようとしていた。（中略）

病院や医師が言っていることが事実とは異なることを証明する必要がある。

イ 審査請求の理由等

診療報酬の財源は、国民の健康保険料等であり、公益的な財産である。

民主主義国家において、公益財産の使途は、主権者である国民に須く開示されるべきことが原則である。

診療報酬の不正請求は、本来、請求できないものを、請求できるように装い、国家機関を欺き、請求するという点で、刑法的には詐欺罪に相当する犯罪行為であり、民事上も当然違法である。現実には、行政処分を受けた不正請求事案については、保険医取り消しとされ、厚生局のHPにて公表されている。

今回、開示請求の対象としている特定共同指導の内容は、公益的な財産に関する不正請求事案であり、現実には指導し、還付等をさせたのであれば、それは公益に関わる重要な事項と考える。

まして、上記指導のあとも、療法士達の継続されている診療報酬の不正請求の状況は、（中略）公益に関わる事項として、知る権利の観点から公表されて然るべきものであり、情報開示をすることが、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは断じて評価できず、法5条2号イに該当しない。

万一、法5条2号イに該当するとしても、法7条の「公益上特に必要がある」ものと評価できるため、裁量的開示を強く要請したい。

（2）原処分2（抄）

特定年Y 特定病院への特定診療科への再指導内容の開示請求

特定年X特定月Aの特定共同指導において、上記特定診療科は、特定氏によると、「私だったら保険医取り消しにしている」という程度の不正をやっており、特定額の払戻を行ったというのに、納税者や社会保険料負担者の国民に、不正の内情を知らせないのは、犯罪と考えている。

特定年Xの不正がひどかったから、特定年Yに再指導が行われたが、

再指導終了後、特定診療科では、実施時間不正や、医師なりすまし処方
は復活している。（中略）

病院側の書面と、実際の指導内容が合致しているかどうかを確かめる
義務が証拠提出者にあると考えるから。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年12月25日付け（同月
26日受付）及び令和6年3月6日付け（同月14日受付）で、処分庁
に対して、法3条の規定に基づき、それぞれ本件対象文書1及び本件対
象文書2に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、それぞれ原処分1及び原処分2を行ったと
ころ、審査請求人がこれを不服として、同年2月23日付け（同月26
日受付）及び4月14日付け（同月17日受付）で本件各審査請求を提
起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法等
に基づき、傷病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料
の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治
療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、
その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局
（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することによ
り、保険診療（保険調剤を含む。）を行うことができることとされてい
る。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師
又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それら
の者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬
剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならないことと
されている。

(2) 保険医療機関等に対する指導について

指導とは、健康保険法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等
又は保険医等が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養
費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含
む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）
の請求について、関連通知に定める事項等を周知徹底させることを主眼
として行うものである。

指導の形態としては、「集団指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、「集団的個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び「個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の３形態がある。

このうち、個別指導を行う保険医療機関等の選定基準は、次のアからキまでのとおりである。

ア 診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた保険医療機関等

イ 個別指導後の措置が再指導又は経過観察であって改善が認められない保険医療機関等

ウ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関等

エ 集団的個別指導の結果、大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等

オ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの

カ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関等

キ その他特に必要が認められる保険医療機関等

また、個別指導のうち、厚生労働省並びに地方厚生（支）局及び都道府県が共同で行うものであって、特定の範囲の保険医療機関等又は緊急性を要する場合等共同で行う必要性が生じた保険医療機関等について行うものを特定共同指導という。

この特定共同指導の選定基準は、次のクからコまでのとおりである。

ク 医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等の保険医療機関

ケ 同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関等

コ その他緊急性を要する場合等であって、特に特定共同指導が必要と認められる保険医療機関等

なお、個別指導後の措置は、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性により、「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」及び「要監査」の４種類がある。

（３）原処分の妥当性について

ア 法８条の規定により、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

イ 諮問庁において、開示請求の内容を確認したところ、開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定保険医療機関に個別指導を行

ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなるところ、保険医療機関等に対する個別指導は、上記（２）アないしキのいずれかに該当するときに行われるものであることから、本件存否情報は、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法５条２号イに該当する。

ウ したがって、法８条の規定により、本件開示請求を拒否した原処分は妥当である。

（４）審査請求人の主張について

ア 原処分１

（ア）審査請求人は、審査請求書において、診療報酬の財源は健康保険料等であり、公益的な財産であること、行政処分を受けた不正請求事案については、厚生局のホームページで公表されていることを挙げ、今回開示請求の対象とした特定共同指導の内容は公益的な財産に関する不正請求事案であり、民事訴訟においても地裁判決で不正と認定されていることから、公益に関わる重要な事項であるため、知る権利の観点から公表されてしかるべきもので法５条２号イに該当しない旨を主張する。

（イ）しかし、地方厚生局がホームページに掲載している不正請求事案に関する公表は、「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和３２年政令第８７号）」により、保険医療機関等の指定取消や保険医等の登録取消の処分（以下「取消処分」という。）に至った事案についてのみ行い、取消処分を行った場合には速やかに名称、氏名及び取消しを行った年月日を公示するものとする（第１条、第６条）とされている。この趣旨は、取消処分が行われた日以降は、保険診療、保険調剤ができないため、被保険者保護の観点から実施するものであり、それ以外の事案の公表は行っていない。

また、特定共同指導や個別指導は、前記（２）のとおり、保険診療のルールを周知徹底させることを主眼として実施するものであり、不適切な請求の指摘や返還指示は行っているものの、その内容は指導を受けた保険医療機関等が了知し、徹底すべきものであるが、公にする性質のものではない。

このように、特定の保険医療機関等に対する特定共同指導、個別指導の実施については、実施したかどうかも含め、法５条２号イに該当することから公にしておらず、審査請求人の主張する民事訴訟の判決により、不正請求として事実認定を行うこともないため、その主張は採用できない。

なお、審査請求人は、当該情報が法5条2号イに該当するとしても、法7条の「公益上特に必要がある」ものと評価できるので裁量的開示を要請する旨も主張しているが、前述のとおり、取消処分となる事案に限って公にしているのであって、本件存否情報を明らかにしないことで保護される利益を上回る具体的な公益上の必要性について述べておらず、またその必要性があるとは認められないから、審査請求人の主張は原処分の結論を左右しない。

イ 原処分2

審査請求人は、審査請求書において、特定病院側が提出した書面と、特定年Yの実際の指導内容が合致しているかどうかを確かめる義務があるため開示すべきであると主張する。

しかし、そもそも、仮にそのような義務があるとされた場合に、いかなる理由で法のどの条項に該当、あるいは該当しなくなることにより、当該情報の存否を明らかにし、存在する場合に開示すべきであるのか、その論旨は不明なため、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 結論

よって、本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和6年6月10日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第680号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年7月19日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第818号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ 令和7年7月7日 | 審議（令和6年（行情）諮問第680号及び同818号） |
| ⑥ 同月23日 | 令和6年（行情）諮問第680号及び同818号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分取消しを求めており、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 原処分において、本件対象文書の存在を明らかにしないで不開示としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し補足説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件存否情報について

審査請求人は、特定病院を名指しして、本件対象文書の開示を求めているところ、その存否を明らかにすると、特定病院が個別指導を受けたという事実の有無（本件存否情報）が明らかになる。

イ 保険医療機関等に対する個別指導について

- (ア) 地方厚生（支）局長等は、保険医療機関等に対して診療の内容又は診療報酬の請求に関する個別指導を行っている。

個別指導は、保険者及び被保険者等からの情報により指導が必要と認められる保険医療機関等、個別指導を実施したが改善が見られない保険医療機関等、集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する保険医療機関等、又は集団的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について適正を欠くものが認められた保険医療機関等の中から選定することとしている。

個別指導において、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき等は、監査を実施することになる。

- (イ) 監査の結果、故意に不正又は不当な診療又は診療報酬の請求を行ったと認められた場合等には、取消処分の対象となり、取消処分を受けた保険医療機関等の名称等については、地方厚生（支）局においてその都度公表（厚生労働本省はそれを取りまとめて公表）しているが、それ以外は公表しておらず、本件開示請求にある特定保険医療機関についても公表されていない。

ウ 本件存否情報の不開示情報該当性について

上記イを踏まえると、本件存否情報は、これを公にすると、特定の保険医療機関が故意に不正又は不当な診療又は診療報酬の請求を行っているのではないかとのおそれがあるとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといった、いわゆる風評被害が発生するなど、特定の保険医療機関の社会的信用を低下させるおそれがあり、患者確保の面等において特定の保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(2) 以上を踏まえ、検討する。

ア 本件対象文書は、特定病院に対する個別指導に係る文書であり、その存否を答えることは、特定病院が個別指導を受けたという事実の有無（本件存否情報）を明らかにすると同様の効果を生じさせることになることと認められる。

イ 特定病院が個別指導を受けたという事実の有無が明らかにされた場合、当該病院が故意に不正又は不当な診療又は診療報酬の請求を行っているのではないかと憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散することにより、当該病院の社会的信用を低下させ、受診患者の確保の面等において、当該病院の権利、競争上の地位その他企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、原処分1の審査請求書において、法7条に基づく裁量的開示を求めているが、審査請求人は、公益上開示することが特に必要であるとする具体的な理由を示しているとはいえず、当審査会が開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象文書）

- 1 特定年 Y 特定月 B 特定病院 個別指導結果、内容及び返戻額（本件対象文書 1）
- 2 特定年 Y 特定病院における関東信越厚生局の特定診療科に関する個別指導内容（本件対象文書 2）